

写

25 消 安 第 5778 号
環水大土発第 1403283 号
平成 26 年 3 月 28 日

各都道府県知事 宛

農林水産省消費・安全局長

環境省水・大気環境局長

特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項ただし書に規定する特定農薬（通称「特定防除資材」という。）は、平成 14 年の法改正による無登録農薬の製造及び使用等の規制強化に伴い、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかな農薬にまで登録の義務を課すことは過剰規制になるため、同項の登録を必要としないものとして創設された。

特定農薬の検討対象としないこととされた資材については、「特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材について」（平成23年2月4日付け22消安第8101号・環水大土発第110204001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知。以下「平成23年通知」という。）において示してきたところであるが、別添の経緯を踏まえ、新たに下記別表 1 及び 2 に掲げる24資材を特定農薬の検討対象としないこととした。

なお、別表 1 に掲げる資材については、平成 23 年通知で示したとおり、法で定める場合を除き、農林水産大臣の登録を受けなければ、農薬として製造、加工若しくは輸入、販売又は使用をしてはならないので、貴職におかれては、この旨御了知の上、貴都道府県内の関係者への周知及び指導の徹底に努められたい。

記

別表1 名称から資材が特定できないもの

番号	資材名
1	アミノ酸全般
2	イギス海藻（サンゴ海草）
3	インスタントコーヒー
4	インドール酢酸
5	カイネチン
6	苦楝皮（クレンピ：センダンの樹皮）
7	月桃（ショウガ科ゲットウ）
8	粉ミルク（スキムミルクを含む）
9	酒類（ビール、ウイスキー、日本酒、ワイン）
10	食用菌類（シイタケ、食用きのこ菌）
11	食用植物油（サラダ油を含みツバキ油を除く）
12	食用天然ハーブ精油
13	食用デンプン類（ばれいしょデンプン、コーンスターチ、米デンプン、麦デンプン）
14	陳皮（ミカンの皮）
15	デキストリン
16	ネギの地上部
17	ビール酵母分解物
18	ヒバの葉
19	ワサビ根茎

別表2 法に規定する農薬の定義に該当しないもの

番号	資材名
1	ショウガ
2	糖類（糖アルコール、糖タンパク質及び少糖類以下の単純糖のみ。トレハロースを含み、ソルビトール（ソルビット）は除く）
3	ニンニク
4	米糠
5	弱毒ウイルス 栄養繁殖や接ぎ木等植物体として使用するもの及び汁液等単に植物体から取り出した形として使用するもの。

特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材に係る通知発出の経緯

1 特定農薬について

平成 15 年 3 月 4 日農林水産省・環境省告示第 1 号（特定農薬を指定する件。以下「告示」という。）により指定されている特定農薬としては、「エチレン^{※1}」、「次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）^{※1}」、「重曹」、「食酢」及び「天敵^{※2}」の 5 資材がある。

2 平成 23 年通知発出までの経緯

農林水産省及び環境省では、平成 14 年に実施した調査で得られた約 740 種の特定農薬の候補となる資材のうち、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合^{※3}（以下「合同会合」という。）及び農業資材審議会農薬分科会の審議を踏まえ、食酢、重曹及び天敵の 3 資材を特定農薬として指定した。また、合同会合における審議の結果、特定農薬に該当しないとされた資材については、「特定農薬（特定防除資材）に該当しない資材の取扱いについて」（平成 16 年 4 月 23 日付け 15 消安第 7436 号・環水土発第 040423001 号農林水産省消費・安全局長、環境省環境管理局水環境部長通知。以下「平成 16 年通知」という。）において示した。

上記以外の資材については、特定農薬としての指定の判断を保留し、これらの安全性及び使用実態に関して更なる情報収集を行い、それを基に合同会合で審議を進めた。その結果、特定農薬の検討対象としない資材とその取扱いを平成 23 年通知において示し、引き続き検討すべき資材を整理した。

3 本通知の発出の経緯

今般、特定農薬への指定を検討する資材について、都道府県等を通じて有機農家等に対して各資材の使用状況及び使用目的を改めて調査した。

農薬としての使用実態がない資材については、今後検討対象とせず、検討対象を絞り込んだ。

このため、新たに検討対象としない資材については、その取扱いを示す通知を発出することとした。

※1 平成 26 年 3 月 28 日農林水産省・環境省告示第 2 号（特定農薬を指定する件の一部を改正する件）が公布され、新たに追加されたもの。

※2 昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であって、使用場所と同一の都道府県内（離島（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する小笠原諸島の区域に含まれる島、奄美群島振興開発特

別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島をいう。）にあっては、当該離島内）で採取されたもの

※3 平成 17 年 3 月 31 日からは、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合。また、平成 22 年 7 月 26 日からは、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合。